

鳥取県告示第 1065 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字岡ノ上787、807、809、810、字下上野846、851、900、920、字下菅田1929の1、1929の2、1931の1、1932の1、1932の2、1932の4、1934の1、1935の1、1935の2、1936の1から1936の3まで、1937、1939の1、1939の2、1940の1、1941の1、1942の1、1942の2、1943の1、1943の2、1944の1、1945の1、1945の2、1946の1、1946の2、1947の1、1947の2、1948の1、1948の2、1949の1、1949の2、1950の1、1950の2、1952の1・1955の1・1956の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1956の2、1957、1958の2、1959、字上菅田1960の1、1976の1、1976の2、1976の4、字別所山4230、4231、4232、4256

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡ノ上787、807、809、810、字下上野846、851、900、920、字別所山4230、4231、4232、4256

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字上野谷1149の1から1149の5まで、1150の1、字飛田岸屋敷1234から1236まで、1249

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)